

# おおさわ学園三鷹市立第七中学校 PTA 会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称・所在地)

本会は「おおさわ学園三鷹市立第七中学校 PTA」と称し、所在地はおおさわ学園三鷹市立第七中学校(三鷹市大沢 2-11-12)とする。

### 第2条 (目的)

本会は「会員の協力によって、学校及び家庭・社会における生徒の健全な育成を図り、学校・家庭・地域の連携を深めること」を目的とする。

### 第3条 (方 針)

本会は、教育を本旨とする民主的、自主的団体として活動し、特定の政党・宗教を支持したり、営利を目的とする事業を行わない。

### 第4条 (会 員)

本会の入会は任意とする。

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる者、及び本校に勤務する教職員とする。会員は、すべて平等の権利をもち、義務をはたし、会費を納めるものとする。

## 第2章 組 織

### 第5条 (役 員)

この会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 3 名(保護者 2・副校長 1)

書記 2 名(保護者 2)、会計 2 名(保護者 2)

### 第6条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会 長 本会を代表し会務を統括し、総会・運営委員会・役員会を招集する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長が事情により職務を遂行できない場合その職務を代行する。

(3) 書 記 本会の議事録など文書作成、会員への活動報告並びに運営に関する事務を処理する。

(4) 会 計 本会一切の会計事務を処理し、次年度予算を作成し会計監査を経た決算報告をする。

### 第7条 (役員を選出)

役員を選出は細則に従って行う。

### 第8条 (役員の仕事)

役員(会長 副会長 会計 書記)の仕事は 1 年とする。但し、同じ種類の役職については更に1回に限り再任を妨げない。

### 9条 (総 会)

(1) 総会(書面総会を含む)は、全会員をもって構成されるこの会の最高議決機関であり、会長の招集による定期総会(1回/年以上)の他、役員会や運営委員会が必要と認めるとき、または会員の 1/10 以上の要求があった場合に臨時総会が開催される。

(2) 総会の議決は、全会員の 2/3 以上を必要とする。(委任状を含む)

(3) 総会で議決された事項は、会長が全会員に報告する。

### 第 10 条 (運営委員会)

運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、校長(顧問)、役員、各実行委員、各地域団体出向委員で構成され、定員の 1/2 以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

### 第 11 条 (委員会、地域団体出向)

(1) この会の目的を達成するために、次の委員会をおき、それぞれの活動を行う。必要な各実行委員会や各地域団体出向については、運営委員会で審議し、決定する。

(2) 実行委員会、各地域団体出向委員の仕事は、必要に応じて各委員会を開催し、事業を計画・実行する。また、運営委員会に属し、PTA の諸活動に参画する。

(3) 各委員会は委員長 1 名を互選する。

(4) 委員の選出は細則に従って行う。

(\*大きな改訂がない限り、再発行しません。本会則を卒業まで保管ください。)令和8年5月1日発行

(5) 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第3章 経 理

#### 第12条 (会の経理)

本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。本会の資産は、第2条の目的のためのみを使用できる。会費の金額変更は、総会の承認を経て行う。

#### 第13条 (会 計)

本会の会費は1世帯(家庭数)年額1,800円とし、一括納入を原則とする。

#### 第14条 (会費以外の徴収)

会費以外の金銭を全会員から徴収するには総会の決議を要する。

#### 第15条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第16条 (決算報告及び予算承認)

本会の決算報告及び予算案は運営委員会で審議され、新年度の総会において議決される。

#### 第17条 (会計監査)

会計監査2名は、原則前年度会計(保護者)1名と、教職員会員から校長推薦により1名選出し、就任する。会計監査は、会計事務を監査し、その意見を新年度の総会において報告する。

### 第4章 附 則

#### 第18条 (校 長)

校長は「顧問」として、本会のすべての会議に出席して意見を述べるができる。

#### 第19条 (欠員補充)

役員および委員に欠員が生じた場合は、その補充は運営委員会に一任する。任期は前任者の残任期間とする。

#### 第20条 (慶 弔)

慶弔規約等は細則にてこれを定める。

#### 第21条 (会則改正)

本会会則の変更・改正は運営委員会において審議し、総会に上程して決議する。会則の変更・改正が成立の場合、会長は速やかにその旨を会員に通知しなければならない。

#### 第22条 (細則改正)

本会の運営に必要な細則は、会則に反しない限り運営委員会及び役員会で決めることができる。

#### 第23条 (個人情報取扱要領)

この会の個人情報の保護については、個人情報取扱要領を別に定める。

#### 第24条 (会則の施行)

この会則は平成25年4月1日より施行する。

この会則は平成26年4月1日より一部改正、実施する。

この会則は平成27年4月1日より一部改正(13条)、実施する。

この会則は平成30年4月1日より一部改定(23条)、実施する。

この会則は平成31年4月1日より一部改正(13条)、実施する。

この会則は令和5年4月1日より一部改正(4条)、実施する。

この会則は令和8年4月1日より一部改正(5条、10条、11条、細則2条)、実施する。

この会則は令和8年5月1日より一部改正(8条、細則1条)、実施する。

### 【細 則】

第1条 本会の役員候補の選出方法は運営委員会にて審議し、決定する。尚、役員候補の選出は新入生を含まない。

第2条 本会の実行委員会、地域団体出向他委員の選出方法は運営委員会にて審議し、決定する。

第3条 本会の会員は、「三鷹市公立学校 PTA 連合会」の会員となり、本会は PTA 連合会三専門委員会出向委員を有する。

第4条 会員および生徒に関する慶弔規定は次のとおりとする。

(1) 死 亡 会員(保護者・教職員)及び生徒 香典5,000円。

(2) その他 特別な場合は、役員で協議し運営委員会の承認を得る。